

平成24年度 事務事業評価シート（平成23年度実績分）

事務事業名	徴収事務費（管外徴収）		部課コード	0511	予算事業科目	010202020101	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	財務部	部長名（2次評価者）	黒田 直稔		個別事務	一部	010202020101	-		
	担当部署	税務管理課	所属長名（1次評価者）	清水 美枝							
	電話番号	088-823-9417	E-mail	kc-051100@city.kochi.lg.jp							

1 事業の位置付け

予算科目（平成23年度）	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け											
会計	01	一般会計	大綱	00	その他行政経費及び一般行政経費	政策基本方針	(その他行政経費及び一般行政経費)					
款	02	総務費	政策	00	その他行政経費及び一般行政経費							
項	02	徴収費	施策	00	その他行政経費及び一般行政経費							
目	02	賦課徴収費	区分	00	その他行政経費及び一般行政経費							

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	国税徴収法, 地方税法第329条～ 他	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市税条例	
その他（計画、覚書等）		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	市外に居住する高知市税の滞納者									
意図	どのような状態にしていくのか	臨戸による納付交渉等を行い滞納市税を徴収する。									
手段	事業実施体制等	税務管理課徴収担当	事業開始年度	-							
			事業終了年度								
活動内容	どのような事業活動を行うのか	●事前調査, 文書催告 ●臨戸予告 ●臨戸による納付交渉 ●財産調査 ●差押 ●納税猶予・換価猶予 ●不納欠損 外									
成果指標	事業目的の成果を測る指標					指標設定の考え方					
	A	管外徴収期間中(9～12月)の徴収額	翌年1月に通常担当(市外県外担当)へケース移管するため9～12月の管外徴収期間の徴収額の合計とする。								
	B	管外徴収期間中(9～12月)の滞納処分額	管外での財産調査を含めた滞納処分額								
	C	管外徴収期間中(9～12月)の停止・欠損額	管外での居住実態・財産調査のうえでの停止・欠損処理額								

4 事業の実績等

			21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(計画)	備考欄		
成果指標	A	管外徴収期間中(9～12月)の徴収額	目標		2,100千円	2,000千円			
			実績	1,471千円	1,443千円	1,670千円			
	B	管外徴収期間中(9～12月)の滞納処分額	目標			1,000千円			
			実績	1,425千円	137千円	1,531千円			
	C	管外徴収期間中(9～12月)の停止・欠損額	目標			2,000千円			
			実績	1,354千円	2,073千円	3,361千円			
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)		301	350	305	349		
		財源内訳	国費 (千円)						
			県費 (千円)		200	197	182	182	
			市債 (千円)						
			その他 (千円)						
			一般財源 (千円)		101	153	123	167	
	翌年度への繰越額 (千円)								
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)		3,750	3,700	3,600	3,600		
		正規職員 (千円)		3,750	3,700	3,600	3,600		
		その他 (千円)							
		人役数 (人)		0.50	0.50	0.50	0.50		
		正規職員 (人)		0.50	0.50	0.50	0.50		
		その他 (人)							
	総コスト= ① + ② (千円)			4,051	4,050	3,905	3,949		
市民1人当たりコスト (円)			12	12	12		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)			339,714	339,130	337,875				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

- 市外県外居住滞納者に対しては、毎年6~7月にかけて他市町村に実態調査表を送付し把握に努めている。これは、管外徴収期間中(9~12月)に合わせて対処している事務である。
- 徴収3係の職員が係を越えてペアリングをすることにより情報交換がスムーズになり、通常業務にもプラスとなっている。
- ここ数年間で若手職員が多くなり、専門職員が少なくなっている。専門職員+若手職員のペアリングが困難。

6 1次評価(所属長評価)

評価日(平成24年 9月 6日)

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	5.0	市外県外へ出て行った滞納者で臨戸訪問等をしなければ状況判断が出来ないケースが多数あり、その把握のために管外徴収は唯一有効な手段と考える。実施計画及び税の公平納付を進めるという考え方に合致している。
	② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ(需要量)の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	A		
事業内容の有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	A	5.0	徴収税額以外にも差押、執行停止の処理を行っており達成状況は順調であり、また、手法も妥当と考える。
	④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	A		
事業実施の効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	徴収担当職員(5~6ペア)が滞納事案の催告・差押・換価まで行っており、アウトソーシングになじまない。また、最小限の費用で最大限の効果を上げていると判断する。
	⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	A		
事業実施の公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	B	4.0	予算の削減により管外徴収を行う地域(東京・大坂・四国内・県内等)に限られているが、管外徴収該当地域以外についても、市外徴収担当が通年で催告をおこなっており、公平性を保っている。
	⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合(一般財源負担割合)は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	A		
総合点	19.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価(部局長評価)

評価日(平成24年 9月 6日)

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	一次評価のとおり。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項